

# 知財法務の勘所Q&A（第81回）

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

弁護士 井上 乾介

弁護士 松本 拓

弁護士 村上 遼

弁護士 山田 智希

弁護士 谷口 陸

**Q** 知的財産分野における産学官連携について、近時の動向を教えてください。

## **A** I. はじめに

2023年3月29日、政府は「大学知財ガバナンスガイドライン」（以下「大学知財GGL」という。）を公表し、大学知財<sup>1</sup>の社会実装機会の最大化及び資金の好循環の達成に向けた大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方を整理・提示した。また、同日、「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」（以下「評価・算出ハンドブック」という。）も政府によってあわせて公表され、大学の「知」の価値評価に関する考え方や算出方法の具体例が詳細に示された。

これらは、産学官連携<sup>2</sup>の推進に向けて2020年に策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」<sup>3</sup>（以下「産学官連携GL」という。）と一体として参照・活用されることが想定されており、今後、大学側において産学官連携GLの内容を踏まえ産学官連携の推進を図っていく上で重要な指針となるものと思われる。同時に、大学のみならず、企業をはじめ産学官連携に関わるあらゆる当事者にとっても、これらのガイドライン等を通じて大学側の基本的な考え方を理解しておくことは、大学側と産学官連携の具体的なスキームや契約内容に関する検討をスムーズに進める観点でも有用であると考えられる。

そこで本稿では、これらのガイドライン等の内容のうち、特に法務の観点から重要性が高いと思われる契約マネジメント及びスタートアップの新株予約権等の活用という2点を中心に概説する。

---

1 大学知財GGL（概要）においては、大学が創出した研究成果のうち、スタートアップ、既存企業及びベンチャーキャピタル等との協調関係の下で社会実装を目指す知的財産を指し、大学の単独保有のものとは既存企業との共有のものを含むものと定義されている。もっとも、大学知財については、大学と既存企業との共有のものに限られず大学とスタートアップ又はベンチャーキャピタルとの共有のものも含むと思われる。また、大学が創出した研究成果で、企業の単独保有としたものも大学知財に含まれると思われる。

2 「産学官連携」、「官民学一体」と表現されることもある。

3 [https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/sangakurenkei/230329\\_UPDATED\\_guideline\\_add.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/230329_UPDATED_guideline_add.pdf)